

新潟県条例第12号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県旅館業法施行条例の一部改正)

第1条 新潟県旅館業法施行条例(昭和45年新潟県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(社会教育施設等) 第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第2条第1項</u> に規定する博物館及び同法 <u>第31条第2項</u> に規定する <u>指定施設</u> (3)～(8) (略) 2 (略)	(社会教育施設等) 第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、学校及び児童福祉施設に類するものは、次に掲げるものとする。 (1) (略) (2) 博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第2条</u> に規定する博物館及び同法 <u>第29条</u> に規定する <u>博物館に相当する施設</u> (3)～(8) (略) 2 (略)

(新潟県青少年健全育成条例の一部改正)

第2条 新潟県青少年健全育成条例(昭和52年新潟県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(販売等制限図書類等の自動販売機等への収納禁止等) 第23条 (略) 2～4 (略) 5 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供すると決定した土地を含む。)の周囲200メートル以内の区域及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第1項から第7項までに規定する地域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類又は特定がん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法 <u>第31条第2項</u> に規定する <u>指定施設</u> (4)・(5) (略) 6 (略)	(販売等制限図書類等の自動販売機等への収納禁止等) 第23条 (略) 2～4 (略) 5 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供すると決定した土地を含む。)の周囲200メートル以内の区域及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第1項から第7項までに規定する地域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類又は特定がん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法 <u>第29条</u> に規定する <u>博物館に相当する施設</u> (4)・(5) (略) 6 (略)

(新潟県立近代美術館協議会条例の一部改正)

第3条 新潟県立近代美術館協議会条例(平成5年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第23条第1項</u> の規定に基づき、新潟県立近代美術館協議会(以下「協議会」という。)を設置し、	(趣旨) 第1条 この条例は、博物館法(昭和26年法律第285号) <u>第20条第1項</u> の規定に基づき、新潟県立近代美術館協議会(以下「協議会」という。)を設置し、

その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
----------------------------	----------------------------

(新潟県立近代美術館条例の一部改正)

第4条 新潟県立近代美術館条例（平成5年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、新潟県立近代美術館（以下「美術館」という。）を長岡市千秋3丁目に設置する。	(設置) 第1条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、</u> 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、新潟県立近代美術館（以下「美術館」という。）を長岡市千秋3丁目に設置する。
2 (略)	2 (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。